

教職第524-4号

平成27年8月27日

各市町村立小・中・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

「個人別給与マスタ内容表」の確認について(依頼)

標記について、「個人別給与マスタ内容表」(平成27年8月分給与マスタの内容)をお送りします。

つきましては、下記のとおり内容を確認し、誤りがある場合は修正の手続きを行ってください。

記

1 確認項目

各項目(各欄)を認定簿、給与支払簿等の関係書類と照合してください。

なお、以下の欄については確認不要です。

本県採用年月日、現級発令年月日、発令内容(1)、発令内容(2)、

執行委任元課、支出科目コード、個人番号、特別保険、共済返済金、

互助会返済金、商品月賦

既に退職している職員についても、確認不要です。

2 修正方法

小中学校県費事務システムにより報告している項目は、10月の給与報告の際に修正の報告を行い、それ以外の項目は、所管する教育事務所又はさいたま市教育委員会学校教育部教職員課にお問い合わせください。

3 留意事項

(1) 「氏名」欄

ア フリガナについて、小文字を使用している場合は、すべて大文字に変更してください。

イ 姓と名の間がピリオドになっていない場合（姓と名の間が空欄になっている、空いていない、中点になっている場合等）は、すべてピリオドに修正してください。

例： ×ホッタ・チョウシロウ ○ホッタ、チョウシロウ

(2) 「住所」欄

住所は、原則として住民登録地の住所とします。住民票上の住所と違う場合は、必ず修正してください。

(3) 「発令年月日」欄

平成22年11月1日以降昇給等の発令がない場合、現在級号給の発令日でなく平成22年11月1日（給与改定日）が表示されます。

また、現給保障が終了した職員については、その終了した年月日が入力されています。

(例. 平成27年3月末まで現給保障があった場合

→ 4. 27. 04. 01 と表示

(4) 「扶養手当」欄

ア 配偶者欄は「人事情報管理・給与関係コード表」第84表のコードで出力されています。

イ 扶養手当を受給していない職員については、0 又は空欄になっています。

また、左から2番目の欄は「子」となっていますが、2人目までの扶養親族の数となっています。

(5) 「所得税申告区分」欄

この欄の数字の順番は、小中学校県費事務システムの給与修正報告書1・4の所得税申告区分のカラムに対応しています。

自己 該当	所得税申告区分									年 少
	配控		扶養親族				内数			

A

B

C

D

E

※ 扶養親族の総数 - A - C - D - E = B
であれば正しい。

A・・・控除対象配偶者

B・・・一般扶養親族

C・・・特定扶養親族

D・・・老人扶養親族（同居老親等）

E・・・老人扶養親族（同居老親等以外）

(6) 「旧住所」欄

平成27年度住民税の課税市区町村コードが出力されています。

（「人事情報管理・給与関係コード表」第74表、市区町村コード参照。ただし、さいたま市はすべて「11100」で出力されています。）

(7) 「社会保険」欄

ア 「保険料」欄には健康保険、厚生年金、介護保険（対象者のみ）の合計額が出力されています。

イ 過去に社会保険適用であった職員については、現在共済適用であっても「社会保険」欄に出力されている場合がありますが、特に問題はありません。

(8) 「住民税年税額」～「7月以降税額」欄

ア 休職や育児休業中の職員についても金額が記載されていることがあります。実際に毎月の給与から控除されていなければ、特に問題はありません。

イ 年の中で税額変更があった職員については、変更月の控除額が「6月税額」欄に、変更月の翌月控除額が「7月以降税額」欄に載っています。

4 問い合わせ先

内容に疑義がある場合には、所管の教育事務所又はさいたま市教育委員会学校教育部教職員課にお問い合わせください。